

<外来医療計画について>

平成30年の医療法一部改正により、新たに定めることとされた外来医療に関する計画
厚労省のガイドライン上は、外来医療の現状の可視化により、医療者の行動変容を促すことが目的。都としては、現状の可視化に加え、将来に向けて取り組む方向性を明らかにすることを目指している。

<意見交換について>

各島の外来医療に関する現状と将来に向けた課題・必要な要素についてご意見をいただき、今年度中に策定予定の東京都外来医療計画に「島しょの外来医療の状況」として記載していく。

※「外来医療」の意味について

国は、この計画における「外来医療」の意味を幅広く捉えており、外来診療に限らず、夜間休日の初期救急、在宅医療、学校医・産業医・予防接種等の公衆衛生関係など、診療所の機能全般としている。ただし、ここでは診療所に限らず、病院の外来も含めてより広義の意味とする。

(テーマ) 島しょ(各島)の外来医療の状況

<現状と将来に向けた課題・必要な要素>

(具体的な視点)

- 島しょの独自性を踏まえた外来医療の現状と課題
 - ・各島の外来診療の現状と課題
 - ・各島の在宅療養の現状と課題
 - ・各島の夜間休日の診療の現状と課題
 - ・その他(学校医・産業医・予防接種、特定の疾患、診療科等)の現状と課題